

第28回高山市農業委員会議事録

会議の日時 平成28年9月26日(月) 午後1時30分より

会議の場所 高山市役所 地下 大会議室

会議に附した議案題目

- | | | |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名者の指名について |
| 日程第 2 | | 会期の決定について |
| 日程第 3 | 報第55号 | 農地所有適格法人の報告等について |
| 日程第 4 | 報第56号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて |
| 日程第 5 | 報第57号 | 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて |
| 日程第 6 | 議第172号 | 農地法第3条の規定による権利移動の許可について |
| 日程第 7 | 議第173号 | 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 8 | 議第174号 | 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について |
| 日程第 9 | 議第175号 | 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について |
| 日程第10 | 議第176号 | 農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第11 | 議第177号 | 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について |
| 日程第12 | 議第178号 | 農用地利用配分計画(案)について |
| 日程第13 | 議第179号 | 農用地利用配分計画[権利移動](案)について |

○本日会議に出席した委員（議席順）

空野光治、丸山 斉、藤井和豊、大森治良、谷口忠幸、鴻巣明久、本林正樹
下田正克、田中利博、下田初秋、平岡誠治、橋場茂子、野村光吉、杉本彰信
伊藤善明、小林達樹、蓑谷良孝、長瀬正隆、西畠徳明、車戸明良、西本壽吉
田中正躬、岩村 聡、平田秀男、加藤 貢、岩本洋子、天野克宏、増田 勝
反中正志、中田一彦、渡邊甚一、向田 誠、加藤正雄、森山 護

○本日会議に欠席した委員

田村信彦、清水直喜

○本日会議に出席した職員等

飛騨農林事務所農業普及課 井之本浩美
林務課長 長谷川雅樹
畜産課長 丸山浩一
農地相談員 松山孝平

○本日会議に欠席した職員等

○本日会議に出席した事務局職員

事務局長 橋本哲夫
事務局次長 林 篤志
振興主事 中田義博
農地主事 小笠原茂
書記 清水信行、脇坂光生、田中 裕、中島照雅、清水一徳、山腰勝也、
東野敏朗、野畑清明、松田俊彦、尾形博司、船坂康博、池田正人、

○本日会議に欠席した事務局職員

職務代理	<p>ただいまより第28回高山市農業委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、7番 清水委員、27番 田村委員、の欠席報告をいただいております。よって、現在の本出席委員は、36名中34名であり過半数に達しているため、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立しますことをご報告いたします。</p> <p>続きまして、会長より挨拶を願います。</p>
会 長	<p>ご苦労様でございます。</p> <p>上がったと思っておりました雨が、秋雨前線が発生しているという事で、稲刈りを予定されている方は非常に歯がゆい思いをされているのではないかなと思います。9月ここまで稲刈りが遅れるという年はそうないかなと思います。自分の場合も近くの法人にお願いしている訳ですが、順番を待っているしかないかなという思いでおります。何とか天気が良くなってくれるよう願っております。</p> <p>青天の霹靂と言うのでしょうか、東京都の築地市場のことですが昨年、我々が視察をさせてもらった事が何だったのか、11月7日の新市場の開場を目途に、話を聞いて帰ってきたわけですが、今となっては、いつ移転できるのかわかりません。日々新しい事ができて、とてもあれは「食品を扱える場所」ではないとそんな事を思う次第であります。何故ああいう事になったのか、知事が言うように無責任体質かなとつくづく思いながらテレビの報告を見るしかありません。</p> <p>国は東京都の事だからと言って傍観しているらしいですが、そんなことはないと思います。高山へも築地から多くの魚がきております、築地を通した食品というものは全国にあるわけでありまして、それを考えれば、国はもう少し食の安全という事に目を向けていく事が良いのではないかとテレビを見て思ったところです。</p> <p>話は変わりますが、ご案内させていただきましたが、今の体制の委員会での最後の視察研修になりますので、沢山の方に参加いただきます事をお願い申し上げ、本日のあいさつとさせていただきます。</p>
職務代理	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは日程に従い、ただいまから議事に移ります。</p> <p>会長が議長を務め、進行いただきます。</p>

議 長	<p>日程第1 議事録署名者の指名について を議題といたします。 議事録署名者の指名については、議長指名で異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がありませんので、指名をさせていただきます。 議席番号 24番 岩村委員と、25番 平田委員を指名しますのでお願いします。</p>
議 長	<p>日程第2 会期の決定について を議題といたします。 会期は本日1日といたしたいと存じますが、異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認めまして、会期は本日1日と決定いたします。</p> <p>それでは議事に移ります。 日程第3 報第55号 農地所有適格法人の報告等についてを議題とします。 事務局の説明を願います。</p>
小笠原 農地主事	<p>それでは、日程第3 報第55号 農地所有適格法人報告書の提出状況について報告いたします。 今回は53法人のうち1法人についての報告となります。 農地所有適格法人につきましては、4つの要件がございまして、①法人形態②事業要件③構成員要件④役員要件について、報告を受けた資料により総合的に確認しております。</p> <p>1番、荘川町にあります農事組合法人は認定農業者であり、田33.9ha、畑9.5ha、計43.4haを経営耕作しております。経営内容につきましては水稲、麦、ソバを栽培し、農作業受託を行っております。事業以外の収入はありますが、売り上げの過半を下回っております。</p> <p>以上、報告いたします。</p>
議 長	<p>以上、報告のとおり確認しました。</p>

続きまして、日程第4 報第56号 農地法の規定に基づく許可処分の取下げについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、許可申請の取り下げ1件の報告となります。

先月の委員会で、直前に取下げ申請された案件です。申請地については住宅の計画そのものがなくなったためこの申請を取り下げるものです。また、7月に許可の出ている同一の一体利用地については今回、許可の取消し申請がなされました。
以上 1件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第5 議第57号 農地法の規定に基づく許可処分の取消しについて を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記 今回は、許可処分の取消し2件の報告となります。

1番は、5条で転用の許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。今回の場所は、漆垣内町になります。この件については、先の取下げ申請された件の一体利用地です。申請者の都合により取下げされます。
2番は、5条で転用の許可の出ている農地について、当事者より許可の取り消しが申請されたものです。今回の場所は、国府町三日町になります。この件については、個人住宅の転用申請がされておりましたが、都合により計画を取りやめ、取下げされました。

以上 2件の報告をさせていただきます。

議長 以上、報告のとおり確認しました。
続きまして、日程第6 議第172号 農地法第3条の規定による権利移動の許可について を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

池田書記	<p>本日上程しました案件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当していないことを事前に審査しており、許可要件を満たしております。また、受人の耕作面積並びに農業従事者についても申請書記載内容を確認しておりますので予め報告いたします。</p> <p>今回は、4件の上程となります。</p> <p>1番は、上切町の案件です。田 1筆 113㎡を隣地取得します。受人の耕作面積は 5,403㎡、作付けについては露地野菜の予定です。</p> <p>2番は、丹生川町町方の案件です。田畑3筆 1,877㎡を取得します。受人の耕作面積は 12,139㎡、作付けについては水稻・露地野菜の予定です。</p> <p>3・4番は、久々野町無数河の案件になります。</p> <p>田3筆 204㎡と 342㎡を交換します。3番の受人の耕作面積は 5,940㎡、作付けについては露地野菜の予定です。4番の受人の耕作面積は 41,088㎡、作付けは野菜、シイタケの予定です。</p> <p>以上、4件、田畑7筆で合計 2,536㎡についてご審議をお願いいたします。</p>
議	<p>長 ただいまの件についてご意見ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(意見なし)</p>
議	<p>長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第3条の規定による権利移動の許可については許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして、日程第7 議第173号 農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
池田書記	<p>最初に、農地区分は10ha以上の集団農地を第1種農地、市街地区域内の用途指定区域を第3種農地、また市街地区域内にある第3種農地には該当しないもの及び市街地近郊農地を第2種農地と判断し、上程にあたっては農地転用許可基準に基づき、立地基準・一般基準に照合しつつ事前審査し確認しておりますので予め報告を</p>

いたします。

今回は、3件の上程となります。

1番は、江名子の案件です。田2筆の一部 229.80 m²について、宅地の法面に転用する申請です。

2番は、三福寺の案件です。田2筆 215 m²について、駐車場に転用する申請です。既転用のため顛末書を付して追認を求める案件です。

3番は、国府町広瀬町の案件です。田1筆 481 m²について太陽光発電施設に転用する申請です。

以上、3件、田5筆で 計 925.80 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

下田正克委員 1番の経緯について説明してほしい。

池田書記 前回の委員会で上程された件の法面となります、農地が法面として残るため、指導の上、宅地法面として追加申請いただいたものです。

議長 他にご意見等ありませんか。
(意見なし)

議長 ご意見がありませんので異議なしと認め、農地法第4条の規定による使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第8 議第174号 農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件について を議題とします。

事務局の説明を願います。

池田書記 当5条においても許可の立地基準・一般基準に照合しつつ、いずれも農振外または除外手続き中であることを確認しておりますので報告いたします。

本日は8件の上程です。

1番は、冬頭町の案件です。田4筆 1,247 m²について、個人住宅に転用する申請です。面積では個人住宅の基準を大きく超えていますが半分近くは法面が占めるためやむを得ないものと考えられます。

2番は、上切町の案件です。田1筆 156 m²について、庭地に転用する申請です。

3番は、山田町の案件です。田1筆 1,563 m²について、駐車場に転用する申請です。まちづくり条例での確認は終了しています。

4番は、八日町の案件です。現況採草地となっている山林3筆 37,170 について工事の残土埋めこみをして、農地の嵩上げを行う一時転用申請です。期間はH30.3.31までで、まちづくり条例の確認は終了しております。

5番は、上岡本町8丁目の案件です。現況畑1筆 353 m²について、一体利用地とあわせて分譲住宅に転用する申請です。

6番は、石浦2丁目の案件です。田3筆 3,043 m²を、店舗及び駐車場に転用する申請です。まちづくり条例による確認は終了しています。

7番は、清見町上小鳥の案件です。畑1筆 2,584 m²を東海北陸道の工事に伴う資材・残土置き場として一時転用します。期間は3年間の予定です。

8番は、久々野町山梨の案件です。田8筆 5,357 m²について既に山林化しているところも含め植林する転用申請です。

以上8件、田畑等23筆、51,473 m²についてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの件についてご意見ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、農地法第5条の規定による権利移動の上使用目的変更の許可申請に意見を付する件については許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第9 議第175号 現況農地でないものの証明願に意見を付する件について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

池田書記 今回は、1件の上程となります。

三福寺の案件になります。田1筆 290㎡について宅地として地目認定を求めるものです。申請地については、昭和49年転用され、家屋登記されていることを確認しております。

以上1件について、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(意見なし)

議長 ご意見等もございませんので、異議なしと認めまして、現況農地でないものの証明願に意見を付する件については、許可相当として意見を付することに決定いたします。

続きまして、日程第10 議第176号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は2件の利用権設定についての上程です。なお、当申請については農業経営基盤強化促進法第18条第3項による要件に該当しております。

1番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は施設園芸(トマト)の経営をしており、畑2筆4,818㎡を更新5年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

2番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は施設園芸(トマト)の経営をしており、田1筆1,141㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、施設園芸によりトマトを生産するものです。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画の決定については、承認といたします。

続きまして、日程第11 議第177号 農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は3件についての上程です。

農地中間管理機構である借人は、貸付候補農用地等リストに基づき、今回、田7筆6, 954㎡を新規10年の賃貸借権を設定するものです。

以上、3件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について、承認といたします。

続きまして、日程第12 議第178号 農用地利用配分計画(案)について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は7件についての上程です。

1～2番について、認定農業者である借人は水稻の経営をされており、経面積は29, 546㎡です。田2筆1, 976㎡を新規10年の使用貸借権を設定し、水稻を生産するものです。

3～7番について、人・農地プランに位置付けられた担い手である借人は水稲の経営をしており、経営面積は11,922㎡です。田5筆4,978㎡を新規10年の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、7件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画(案)について、承認といたします。

続きまして、日程第13 議第179号 農用地利用配分計画[権利移転](案)について を議題といたします。

事務局の説明を願います。

船坂書記 本日は11件についての上程です。

1～8番は第22回農業委員会において、9～11番は第15回農業委員会において、それぞれ農用地利用配分計画が了承され、岐阜県の告示を受けた農地の内、借り手が共同で会社を設立したことから、賃貸借権設定期間の残存期間について新たな借り手へ権利移転を行うものです。農地所有適格法人で認定農業者である借人は水稲の経営を行うため、田11筆9,088㎡を新規9年～9年6か月の賃貸借権を設定し、水稲を生産するものです。

以上、11件につきましてご審議をお願いいたします。

議長 ただいまの説明の件に対し、ご意見等ございませんか。

(異議なし)

議長 意見がございませんので、異議なしと認めまして、農用地利用配分計画[権利移転](案)の決定について、承認といたします。

以上で本日予定していました議事は終わりましたが、その他ご意

見等ございませんか。

(発言なし)

それではこれもちまして、第28回高山市農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時10分 終了

議 事 録 署 名 者

本林 正樹 議長

岩村 聡 委員

平田 秀雄 委員
